

## 天理市告示第 72 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 19 条第 1 項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

天理市長 並河 健

### 1 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

| 種類及び名称                 | 都市計画を変更する土地の区域   |
|------------------------|------------------|
| 大和都市計画地区計画<br>喜殿地区地区計画 | 天理市喜殿町及び小田中町の各一部 |

### 2 縦覧場所

天理市建設部都市整備課